

協定書

一般社団法人日本港運協会(以下「日港協」という)と全国港湾労働組合連合会(以下「全国港湾」という)及び、全日本港湾運輸労働組合同盟(以下「港運同盟」という)は、2022年度の労働条件改善について、下記の通り協定する。

記

1. 大幅賃上げ、並びに産別制度賃金の引き上げについて

(1) 労働環境整備のための取り組みの促進

- ① 日港協並びに港運元請各社は、政府の進める「価値創造のための転嫁円滑化」施策(以下「政府施策」という)を積極的に推進し、港湾労働者の賃金引上げ・雇用環境整備に資するため、2021年春闘協定第3項-(3)に基づき、適正料金の確保に取り組む。この取り組みを通じて日港協は各個別(専業・検査・関連)交渉や地区労使交渉を後押しし、魅力ある港湾労働環境整備が行えるよう誠実に対応していく。
- ② この政府施策を推進する取り組みは、来年度以降も継続する。

(2) 産別制度賃金について

- ① 日港協は、産別制度賃金に係る労使間の議論に縛られることなく、必要な労使協議の継続を以て、良好な労使関係を構築するよう努める。
- ② 産別最低賃金、るべき賃金、産別基準賃金、及び標準者賃金の改定については、22春闘とは切り離し、継続協議する。

2. 港湾の自動化・機械化に対する基本的スタンスについて

(1) RTG の遠隔操作化事業について

- ① 日港協は、「港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書(20年10月29日付)」並びに、関係港における確認書(地区労使・企業内労使)を遵守する。
- ② 不履行が発生した場合、その是正が行われるまで当該港でのRTG遠隔操作作業は行わないこととする。

- (2) 港湾の労使関係を無視した、一方的な港湾「合理化」には反対であることとを産別労使の基本スタンスとして確認する。今後、自動化をはじめとした「合理化」が計画された場合、その導入には労使合意を前提とする。

3. 職域・業域の確保・拡大、港湾労働法の全港・全職種適用について

- (1) 日港協は18春闘協定を再確認する。この合意に基づき、早急に港労法問題労使検討委員会を開催し、港湾労働法の全港・全職種適用に向けた具体的な施策を検討し、時期を見定め労政審港湾労働専門委員会に対する具申についても協議・検討する。

- (2) 港運労使は、インランドデポ・港頭地区や隣接地区の物流倉庫が、港湾運送事業者の業域並びに、港湾労働者の職域となるよう取り組む。具体的な取り組みについては実態調査を行うなど、労使政策委員会で検討する。

4. 魅力ある港湾労働の確立/労働条件・労働環境整備の課題について

- (1) 日港協は、政府施策の取り組みを推進し、港運料金の底上げと、2021年春闘協定第3項一(3)に基づき、次の労働環境の整備とその実現を促進する。
- ① 週休二日制の未実施企業については、(以下「21春闘協定」)早急に実施できるよう引き続き当該労使での協議を促す。なお、検数・検定については土曜休日・休暇の代休は原則取得させる。
 - ② (以下「21春闘協定」)2025年を待たず65歳定年制を実施するよう促すとともに、そのために、必要に応じて進捗状況の調査を行う。
 - ③ 日港協は、関連職種の「週休二日制、時間外分母短縮」について、21春闘合意にもとづき、地区労使協議・個別元請け事業者との協議を促進し、22年4月1日実施に向けて努力し、具体化できた労使毎に速やかに実行(22年4月1日遡及)に移す。
- (2) 検査事業に係る諸課題について
- ① 日港協は、指定事業体に関する21春闘協定及び同覚書を履行する。
 - ② 日港協は、政府施策を推進し、港運料金の底上げを図り四検事業者が進める指定事業体からの労働者の採用などの取り組みが、円滑に行えるよう支援を行う。具体的な進め方については、労使で継続的に協議し、早急に解決を図る。
 - ③ 指定事業体において検査業務に就労し、48歳以上で本体検査事業者に入会した労働者の港湾労働者年金適用とする制度改定の可否については、労使による専門委員会を設置し継続協議する。
 - ④ 標準賃金の適用者要件、「年齢35歳・有資格者」とする改定を前提とし、次年度(23年度)実施を目標に検数・検定小委員会で協議する。
- (3) 年末年始特別例外荷役について、その労働条件について十分な時間的猶予をもって労使協議を行い、その可否について中央労使で判断する。

5. 安心・安全の諸課題について

- (1) 日港協、及び加盟各店舗は、「感染症(新型コロナウィルス等)に関する確認書(20年6月30日付)1項」にもとづく、職場での予防措置の徹底を図り、新たな具体的対応が必要な場合は、中央安全専門委員会で対応する。
- (2) 放射線量検査に携わった労働者の健康維持に留意し、港湾労使は放射線被害対策健康診断制度(仮称)を創設する。なお、具体的な内容については、中央安全専門委員会で協議し、年度内に制度設計を図れるよう努力する。
- (3) 石綿被災対策に係る補助金における事項については、労使石綿対策小委員会で協議する。
- (4) 遺族補償・障害等級1級から3級の労働災害補償金は、4,000万円を目標として、日港協加盟各社は努力する。今後は、21春闘合意にもとづくWGで進捗状況を検証し、必要に応じ関係労使で協議する。

6. 港湾労使が労働環境整備の必要条件を創生する課題

- (1) 事前協議制度の一部改訂および「厳正運用」について
- ① 事前協議制度の厳正運用を図るために、現状の「報告・通知」の措置は現状を

見極め、中央・地区にて協議できるよう措置する。

- ② 事前協議の作業体制に関連を付記することについては、各関係する地区労使で対応する。
 - ③ 物流施設の建設・稼働に当たって、港湾労働秩序の維持並びに港湾労働者の雇用と職域を確保するために、施設事業の厳正運用に必要な規定（別添）を確認し、運用する。
- (2) 適正料金収受プロジェクトチーム(以下「P/T」と略す)」の取り組みについて
- ① P/Tとして、業種・業界にとらわれず、広く良い事例を収集することを目標に、2023年3月末を目指し、トラック事業の標準運賃制度について講習を受ける場を作る。
 - ② P/Tとして所管行政との意見交換をする場を早急に設け、この取り組みを通じて適正料金収受に向けた協議を深化させる。
- (3) 非効率石炭火力発電施設の休・廃止に伴う雇用問題について、国土交通省・厚生労働省・資源エネルギー庁への働きかけや、政党要請、電力事業団体など関係者への要請など労使共同の取り組みを促進する。とくに、資源エネルギー庁との協議の場を早急に設け、労使の問題意識を所管行政に持ち込み対策を協議する。
- (4) 港湾運送・港湾労働に係る法改正を含めた政府の諸施策については、港運への影響を労使で精査・協議する体制を以て対処する。

以上

2022年(令和4年)11月28日



(別添)

事前協議の施設事業に関する協定見直し

<現行>

1. (2) 荷主・メーカー等が、港頭地区において港湾作業部門へ進出する件
なお、当面の対象範囲は、自営、系列会社の新免あるいは既存港湾事業者の起用に拘わらず次の通りとする。
鋼材流通センター 自動車専用埠頭 サイロ コールセンター
その他荷主流通センター

<改定>

1. (2) 荷主・メーカー等(港運事業者を含むすべての分野)が港頭地区において港湾作業を伴う物流施設を整備し、運営(既設施設のテナント変更を含む)する件

<追加>

B. 荷主・メーカー等(港運事業者を含むすべての分野)が港頭地区において港湾作業を伴う物流施設を整備し、運営(既設施設のテナント変更を含む)する件に係る事前協議申請書類の記載事項は次の通りとする。

- 当該施設の
- (1) 建設場所
 - (2) 建設工期 着工日 完工日(予定)
 - (3) 営業開始年月日
 - (4) 施設の名称
 - (5) 施設の概要
 - ①構造○○造り、○○建て ②敷地面積 ③建設面積
 - ④延床面積 ⑤取扱貨物及び年間取扱量
 - (6) 運営(作業)体制
 - 元請会社、作業会社、検数、検量
 - (7) 別添として、位置図・平面図・立面図
 - (8) 申請者は、上記に基づき協議され実施されている事案について、申し入れ事項に変更が生じた場合は、制度の信義に基づき事前に連絡するものとする。